

# とやま生活協同組合 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 2021年8月1日から2023年7月31日までの2年間

2、内容

目標1. 計画期間内に、男性職員で育児休業の取得対象者の内、取得者を15%以上にする。

<対策>

- ・2021年8月～ 育児休業対象者と上司へ個別説明を実施する。
- ・2021年8月～ 育児休業法の情報を部内報等で年4回周知する。

目標2. 2023年7月31日までに、月平均の法定時間外労働が60時間以上の職員がいないこと。

<対策>

- ・2021年8月～ 毎月各部署で所定外労働の原因と対策を検討し、解決行動の実行・進捗点検を行う。

目標3. 2023年3月までの2年間で、年次有給休暇取得日数を、一人当たり平均9.5日以上とする。

<対策>

- ・2021年8月～ 毎月、全職員の取得実績と今後の予定を機関会議で点検・確認を行う。
- ・2021年8月～ 管理監督職は、所属部署の職員が計画的に年次有給休暇を取得できるように業務調整を行う。